

序章 緑の基本計画について

1 目的

本市では、平成 18（2006）年 1 月の市町合併以前から旧本庄市で策定した本庄市緑の基本計画及び旧児玉町で策定した児玉町緑のマスタープランにより、それぞれの市町において緑のまちづくりを推進してきました。その後社会情勢は変化し、都市緑地法などの緑に関連する法律も改正されるなど、緑のまちづくりを取り巻く状況は大きく変化しました。

本市においても、人口減少に対応したまちづくりを推進しつつ、緑の維持管理、施設の老朽化といった課題の解決策を導き出すことが求められる中、総合振興計画において、市民のニーズに応じた安全で安心して利用できる都市公園の整備と、人と環境にやさしい貴重な自然や緑の保全をめざしています。

このような状況を踏まえ、本市における新たな緑と公園の方針として「本庄市緑の基本計画」を策定しました。

2 緑の基本計画とは

2-1 緑の基本計画の特徴

緑の基本計画とは、私たちのまちの緑について、その将来あるべき姿を描き、さらに、どのように緑を守り、創り、育てるかを指針として明示するもので、都市緑地法に基づいて定める計画です。

◆「緑の基本計画」の特色

緑に関する総合的な計画です

「緑の基本計画」は、都市公園の整備や山林の保全に係わる制度・事業だけでなく、道路や河川、学校などの公共施設の緑化、住宅や工場などの民有地の緑化、市民の緑化活動に対する支援、緑化意識の普及啓発などの都市の緑全般に関する幅広い総合的な計画です。

まちの特色に合わせた計画です

「緑の基本計画」は市民に最も身近な市町村によって策定されます。このため地域の実情に合わせた計画づくりが可能であり、また独自性のある計画を作成することができます。本市では、市民にとって最も身近な緑の一つである都市公園の今後の方針を重点戦略として位置づけています。

計画の策定から実現まで市民と行政との協働作業です

都市の緑の保全や創出には、市民・事業者・行政の協働による取組が必要です。このため、策定段階から市民や関係者の意見を聴取¹し、計画の実現に向けて広く周知することが重要です。

1) 平成 31（2019）年度、市民 3,000 人対象のアンケート調査、公園愛護会・都市公園指定管理者へのアンケート調査を実施。令和 2（2020）年 10 月、新型コロナウイルス感染症への対応のため中止した市民ワークショップに代わり、市ホームページ上において計画に対する意見聴取を実施しました。

2-2 計画の構成

本計画の構成は、以下の通りです。

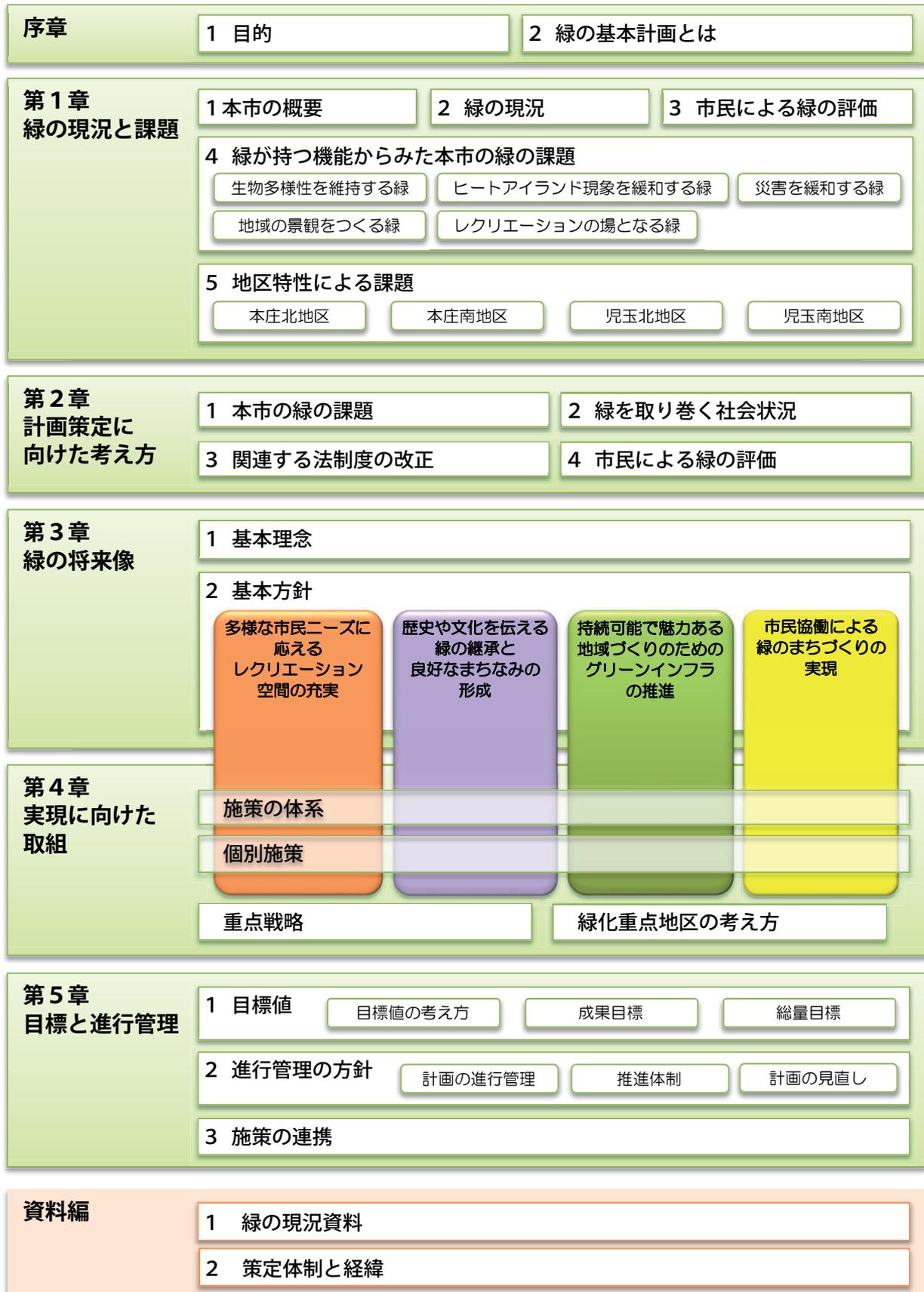


図 1 計画の構成

2-3 計画の位置づけと目標年次

(1) 計画の位置づけ

本計画は、本市の緑にかかわる総合的な計画です。他の計画との関係性は以下の通りです。

- 「緑の基本計画」は、「総合振興計画」の分野別計画として位置づけられます。
- 「緑の基本計画」は、都市計画マスタープラン、環境基本計画などと連携を図りながら、緑のある豊かな暮らしを実現していくための計画として位置づけられます。
- 「緑の基本計画」は、市内で実施される緑地の保全や緑化の推進に係わる施策・事業の指針として位置づけられます。

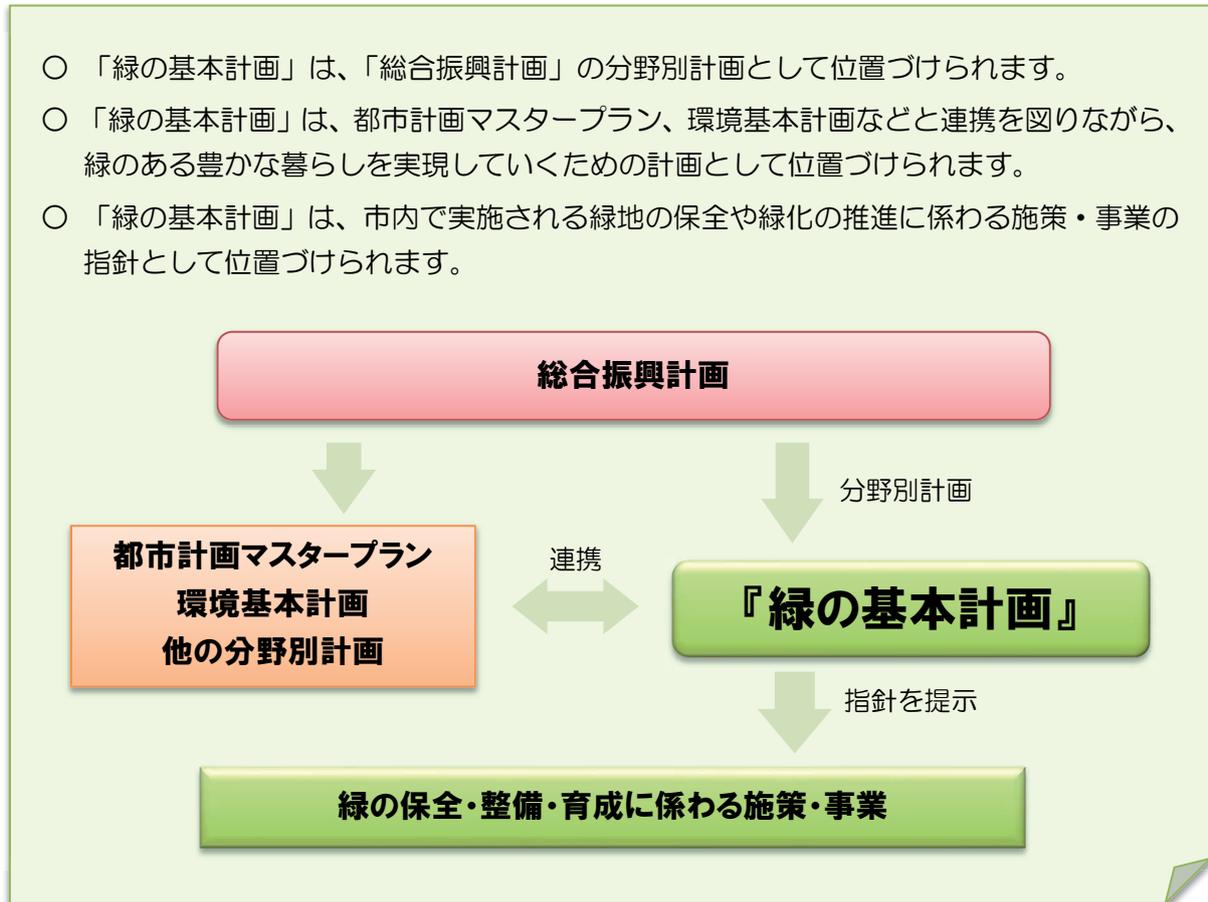


図 2 計画の位置づけ

(2) 計画期間

本計画の目標年次は令和 22（2040）年、中間年次は令和 12（2030）年とします。また、5 年程度で計画の進捗を検証し、計画を見直していく予定です。

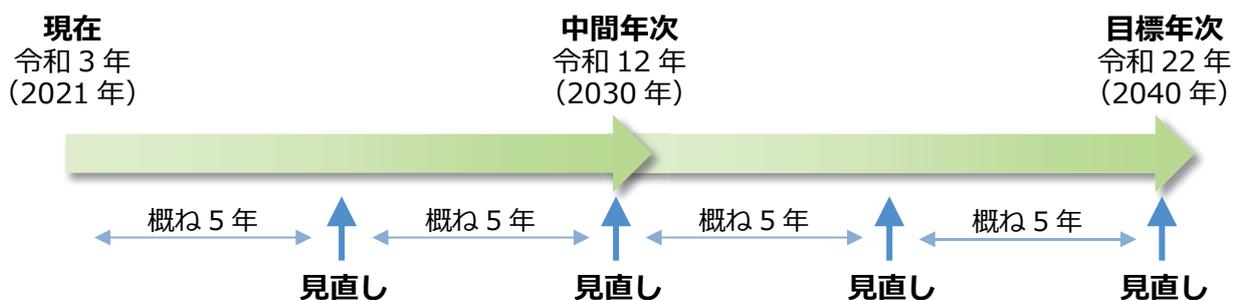


図 3 計画期間

2-4 計画の対象となる緑

本計画では、市内のすべての「緑」が対象となります。

「緑」とは、山林、農地、河川等の水辺、公園、ゴルフ場、公共施設や商工地・住宅地の樹木や草花などの植栽等を言います。このうち、都市公園や自然公園、河川、農振農用地など、施設整備や法規制等により緑の永続性が確保されたものや、社寺地のように社会通念上永続性があるものと考えられるものを「緑地」と言います。



図 4 計画の対象となる緑

表 1 緑地にかかわる諸制度²

空間・分野	「緑地」に関わる制度等
樹林地等	保全樹木・保存樹林（都市の美観風致を維持するための保存樹木に関する法律） 緑地協定（都市緑地法） 緑の協定（ふるさと埼玉の緑を守る条例） 段丘斜面林の保全（ほんじょう緑の基金） 保安林（森林法） 県立自然公園（自然公園法） 文化財（史跡、名勝、天然記念物）（文化財保護法）
農地	農業振興地域及び農用地区域（農地法、農業振興地域の整備に関する法律） 市民農園の整備 など
都市公園	街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、広域公園、特殊公園（歴史公園、風致公園、墓園等）、緩衝緑地、都市緑地、緑道 など（都市公園法）※下線は本市における都市公園整備実績
その他の公園	児童遊園、森林公園、農業公園、史跡・遺跡の公園的整備 など
道路・遊歩道	道路の緑化・街路樹植栽、ポケットスペースの緑化、遊歩道の整備 など
河川	河川の緑化、多自然型川づくり など
公共公益施設	庁舎や学校等の公共公益施設の緑化 など
開発制度 協定等	緑地協定、緑化地域（都市緑地法）、景観地区、景観協定（景観法） 地区計画制度、開発許可制度による指導、工場立地法による指導 など
緑化支援	接道部の緑化支援、屋上や壁面の緑化、駐車場の緑化、 樹林地管理等の支援、花・苗木の配布の推進 など
市民参加	グリーンバンク制度、緑のリサイクル、市民参加による公園づくり 市民ボランティアによる樹林地管理 など
普及啓発	環境教育等の推進、緑化講習会の開催、 緑の情報発信・ホームページ・パンフレット 緑化コンクール・緑の顕彰制度、緑化イベント、緑の調査研究 など

2) 本市における指定実績がない主な緑地制度には、特別緑地保全地区（都市緑地法）、緑地保全地域（都市緑地法）、風致地区（都市計画法）、市民緑地（都市緑地法）等があります。

2-5 緑の役割

緑には、私たちの暮らしを支える多様な機能があります。この緑が有する多様な機能を活用し、持続可能な地域づくりを支える社会基盤のことを「グリーン・インフラストラクチャー（グリーンインフラ）」といいます。本計画においても、緑のもつ多面的な機能を積極的に活かす、グリーンインフラの取組を推進していきます。

本計画の推進を図ることは、平成 27（2015）年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 SDGs」の達成に向けた取組にもつながると考えられます。

また、本市では、本庄市環境宣言に基づく持続可能な環境にやさしいまちづくりをさらに推進するため、令和 3（2021）年 5 月 4 日に「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。本計画においても、環境基本計画と連動して、環境に関連する取組を推進していきます。

グリーンインフラ

グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する**多様な機能**を活用し、持続可能で魅力ある都市・地域づくりを進める取組のことです。

多様な機能

- 生き物の生息地や CO₂ の吸収源になります（生物多様性、地球温暖化対策）
- 日射の緩和、蒸散作用などにより気温の上昇を緩和します（市街地の高温化の緩和）
- 災害時に人を守ります（避難地、支援拠点）
- 自然災害による被害を軽減します（崖地の保全、都市計画等による土地利用誘導）
- 癒しや安らぎをもたらす、健康増進を促します（やすらぎのある生活環境、緑の健康効果）
- 楽しみや快適さをもたらします（散策やレクリエーションの場の提供）
- まちの美観と潤い景観を形成します（美しい街並みの形成）

持続可能な開発目標 SDGs

SDGs（エス・ディ・ジーズ）とは、平成 27（2015）年国連サミットで採択された国際社会全体の開発目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール（目標）・169 のターゲット（取組）から構成されており、本計画と関連性が高い目標として 11・13・15 が挙げられます。

